

第1章 教職課程を履修する

学校の教員になるためには、教育職員免許法に定められた教育職員免許状（以下、免許状）を取得していることが必要です。そのためには、まず本学で取得できる免許状を確認し、どの科目を履修し単位を修得すれば希望の免許状が取得できるか考えなければなりません。それとともに教職課程の科目を履修するための教職課程登録も必要となります。この章では、免許状の種類、教職課程登録、履修上の注意、単位の修得要件、教職・教科に関する科目等を記してあります。初めて知ることが多く戸惑いもあると思いますが一つひとつ押さえながら取り組んでください。

(1) 本学で取得できる免許状の種類と教科

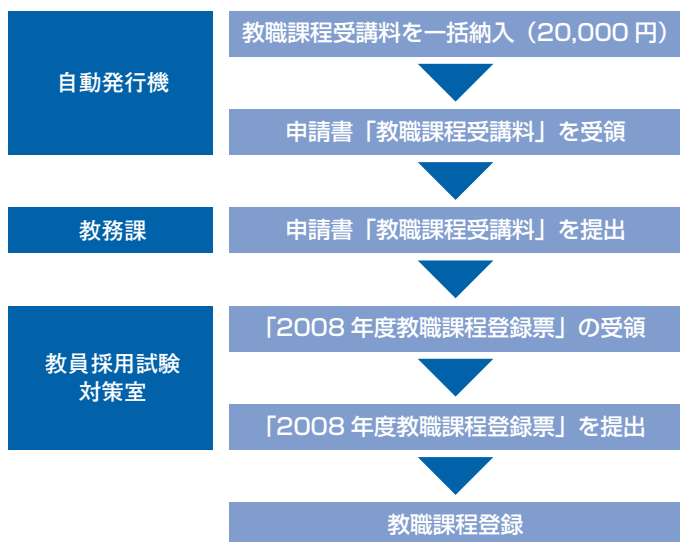
入学年度及び所属する学部・学科によって取得できる免許状の種類が異なります。取得できる免許状を視野に入れて必要科目の履修や実習を行ってください。

○：取得可能免許状

免許状授与の所要資格を得させるための課程をおく学部・学科		免許状の種類と取得免許教科					
		中学校教諭 一種免許状		高等学校教諭 一種免許状			
		数学	理科	工業	数学	理科	情報
工学部	機械工学科	○	*	○	○	*	*
	電気電子情報工学科	○	*	○	○	*	*
	応用化学科	*	○	○	*	○	*
情報学部	情報工学科	*	*	○	*	*	○
	情報ネットワーク・コミュニケーション学科	*	*	○	*	*	○
	情報メディア学科	*	*	○	*	*	○
創造工学部	自動車システム開発工学科	*	*	○	*	*	*
	ロボット・メカトロニクス学科	*	*	○	*	*	*
	ホームエレクトロニクス開発学科	*	*	○	*	*	○
応用バイオ科学部	応用バイオ科学科	*	○	○	*	○	*

(2) 教職課程登録をする

免許状を取得するためには、教職課程に配当されている科目を履修し必要な単位を修得しなければなりません。そのため教職課程登録が必要となります。登録後は正規の教職課程履修者とみなされ、授業科目である教職に関する科目の履修・教育実習*とともに教員採用試験対策室での教員採用試験に向けての相談・対策講座等の受講ができます。



(3) 履修上の注意

免許状を取得するための配当科目として「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」*、「教職に関する科目」*、「教科に関する科目」* があげられます。1 年次から希望する免許状に必要な授業科目の計画をたてて、履修・修得してください。学部・学科によっては、希望する免許状の種類、教科等の総単位数が異なりますので注意して履修してください。

教職に関する科目は、総合演習以外、CAP 制（履修登録単位数の上限）には入りません。

(4) 単位修得の要件〈免許状の種類別〉

教育職員免許状を取得するには、基礎資格を満たす（卒業等）とともに、教育職員免許状に定める科目・単位に基づいて、本学の指定する科目を履修しなければなりません。免許状の取得を希望する学生は、次に示す要件を満たさなければなりません。

免許状の種類	学科名	免許教科	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(表1)	教職に関する科目(表2)	教科に関する科目(表3)		合計単位数
					必修	選択	
一 中学校教諭一種免許状	機械工学科	数学	8 単位	31 単位	22 単位	6 単位以上	67 単位以上
	電気電子情報工学科	数学			20 単位	8 単位以上	
	応用化学科	理科			37 単位	必要なし	76 単位以上
	応用バイオ科学科	理科			33 単位	必要なし	72 単位以上
高等学校教諭一種免許状	機械工学科	工業 数学	8 単位	27 単位	30 単位	6 単位以上	71 単位以上
	電気電子情報工学科	工業			22 単位	14 単位以上	
		数学			26 単位	10 単位以上	
	応用化学科	工業			20 単位	16 単位以上	
		理科			24 単位	12 単位以上	
	情報工学科	工業			34 単位	2 単位以上	
		情報			20 単位	16 単位以上	
	情報ネットワーク・コミュニケーション科	工業			24 単位	12 単位以上	
		情報			20 単位	16 単位以上	
	情報メディア学科	工業			20 単位	16 単位以上	
		情報			30 単位	6 単位以上	
	自動車システム開発工学科	工業			23 単位	13 単位以上	
	ロボット・メカトロニクス学科	工業			26 単位	10 単位以上	
ホームエレクトロニクス開発学科	工業	36 単位	必要なし				
	情報	30 単位	6 単位以上				
応用バイオ科学科	工業	44 単位	必要なし				
	理科	20 単位	16 単位以上				
		34 単位	2 単位以上				
		32 単位	4 単位以上				

- ①各学科ごとに科目が決められています。他学部、他学科に指定されている科目を修得してもこの中に含めることはできません。表1～表3*で必ず確認し、取り残しのないように注意して下さい。
- ②工業免許取得希望者は、「職業指導Ⅰ」「職業指導Ⅱ」の4単位を含んで各学科ごとに指定されている工業に関する科目から免許取得要件の単位以上修得しなければなりません。
- ③数学・理科・情報免許取得希望者は、各免許教科必修科目を含んで免許法施行規則に定める科目区分ごとに最低1科目以上ならびに免許取得要件の単位以上修得しなければなりません。
- ④中学校教諭一種免許状取得希望者は、「介護等体験」*が必須条件となります。文部科学省令で定める「特別支援学校」「社会福祉施設」等で計7日間の体験を必ず実施します。
- ⑤「教職に関する科目」(表2)*は「総合演習」以外、CAP制(履修登録単位数の上限)には入りません。

(5) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目は、免許法の施行規則が規定するものであり、中学校・高等学校に限らず単位を 8 単位修得しなければなりません。

本学では、学部・学科ごとにふさわしい授業科目が割り当てられています。

表 1 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目及び本学開設授業科目

(◎必修)

免許法施行規則に定める科目区分	学科名	分類	開設授業科目	必修	単位数
日本国憲法	全学科	I-a	法学Ⅱ - 日本国憲法 -	◎	2
体育		I-c	健康・スポーツ科学実習	◎	2
外国語 コミュニケーション		I-b	英語表現Ⅰ	◎	1
		I-b	英語表現Ⅱ	◎	1
情報機器の操作	機械工学科	Ⅲ	コンピュータ基礎	◎	2
	電気電子情報工学科	Ⅲ	情報リテラシー		
	応用化学科	Ⅱ	コンピュータプログラミングⅠ		
	情報工学科	Ⅲ	情報工学リテラシーⅠ		
	情報ネットワーク・コミュニケーション学科	Ⅲ	情報ネットワークリテラシーⅠ		
	情報メディア学科	Ⅲ	情報メディアリテラシーⅠ		
	自動車システム開発工学科	Ⅱ	コンピュータプログラミングⅠ		
	ロボット・メカトロニクス学科	Ⅲ	コンピュータ演習		
	ホームエレクトロニクス開発学科	Ⅲ	情報リテラシー		
応用バイオ科学科	Ⅱ	コンピュータプログラミングⅠ			
必要単位数 中学校教諭一種及び高等学校教諭一種 8 単位					

KAIT WATCH

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

免許状を取得するためには、中学校・高等学校に限らず右表の 4 科目を履修・修得することが法で定められています。

科目名	単位
日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
情報機器の操作	2

(6) 教職に関する科目

「教職に関する科目」は、教員として生徒に接し授業を行う上で必要な知識と技能を身に付けるための科目です。基本的には、卒業要件の科目ではありませんから、学科の履修制限にも含まれません。中学校教諭免許状を取得する場合と高等学校教諭免許状を取得する場合とでは必要な単位が異なります。

教員免許を取得するためには、「教職に関する科目」と「教科に関する科目」から各学科取得要件の単位以上修得しなければなりません。合計数が不足しないように十分注意してください。なお、「教職に関する科目」に限って言えば、中学校教諭免許の必要単位数を満たせば、自動的に高等学校教諭免許の必要単位数を修得したことになります。

「教育実習」*を行うためには、科目としての履修はありませんが「教育実習事前事後指導」の授業を受けなくてはなりません。この「教育実習事前事後指導」は、教育実習のための科目で、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」に1単位として含まれています。

中学校教諭免許を希望者する場合は、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」の履修（5単位）となり、高等学校教諭免許を希望する場合は、「教育実習Ⅱ」の履修（3単位）となります。

※中学校教諭免許状を取得する必須条件として「介護等体験」*が介護等体験特例法（平成10年度より施行）により義務付けられました。

◀ KAIT WATCH

教育職員免許状は、取得要件を満たせば免許状が取得できますが、次の欠格事由のいずれかに該当する者には授与されません。

- 第1号 18歳未満の者
- 第2号 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 第3号 成年被後見人又は被保佐人
- 第4号 禁固以上の刑に処せられた者
- 第5号 公立の学校の教員であって、懲戒免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 第6号 国・私立学校の教員又は教育職員以外の者であって、免許状取上げ処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 第7号 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（教育職員免許法第5条抜粋）

表2 教職に関する科目

(○必修, □選択必修, -配当無し)

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		教員免許状取得の必修科目		備考
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	中学	高校	
教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 	2	教職概論	2	○	○	
教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	6	学校と教育の歴史	2	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 		教育心理学	2	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 		教育行政論	2	○	○	
教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 	中12・高10	教育課程論	2	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法 		工業科教育法Ⅰ	2	-	□	工業免許 取得者必修
			工業科教育法Ⅱ	2	-	□	
			情報科教育法Ⅰ	2	-	□	情報免許 取得者必修
			情報科教育法Ⅱ	2	-	□	
			理科教育法Ⅰ	2	□	-	理科免許 取得者必修
			理科教育法Ⅱ	2	□	-	
			理科教育法Ⅲ	2	-	□	
			理科教育法Ⅳ	2	-	□	
			数学科教育法Ⅰ	2	□	-	数学免許 取得者必修
	数学科教育法Ⅱ		2	□	-		
数学科教育法Ⅲ	2	-	□				
数学科教育法Ⅳ	2	-	□				
<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の指導法 	道徳教育の理論と実践	2	○	-	中学免許取得者必修		
<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 	特別活動の指導法	2	○	○			
<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 	教育方法論	2	○	○			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 	4	生徒指導	2	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 		教育相談	2	○	○	
総合演習		2	総合演習	2	○	○	
教育実習		中5・高3	教育実習Ⅰ	2	○	-	中学免許 取得者必修 事前事後 指導1単位 を含む
			教育実習Ⅱ	3	○	○	
教員免許状取得の必修単位数（選択必修含む）：中学校教諭一種 31 単位，高等学校教諭一種 27 単位							